（講習会の実施基準）

第十七条　法第二十八条の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　講習会は、検定の級ごとに講習（学科講習（電気通信回線を使用して行うものを含む。以下同じ。）及び実技講習をいう。以下同じ。）及び試験（学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。）により行うものであること。

［二・三　略］

四　一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本（当該教本が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この号及び次条第七号において同じ。）を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

五　電気通信回線を使用して行う学科講習にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ　受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ　受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ　質疑応答の機会が確保されているものであること。

六　講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、適切に応答すること。

七　［略］

八　学科試験は択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

九　学科試験は、必要な数の監督員の適切な配置その他の学科試験に関する不正行為を防止するために必要な措置を講じて行うものであること。

十～十五　［略］

（府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等）

第十九条　［略］

2　府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙（当該問題用紙及び答案用紙が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

（府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）

第二十条　府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙（当該問題用紙が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

（講習会の実施基準）

第十七条　［同上］

一　講習会は、検定の級ごとに講習（学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。）及び試験（学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。）により行うものであること。

［二・三　同上］

四　一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

［号を加える。］

五　講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答すること。

六　［同上］

七　学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十パーセント以上の成績であること。

八　学科試験は、必要な数の監督員を適切に配置して行うものであること。

九～十四　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

（府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等）

第十九条　［同上］

2　府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙とする。

（府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類）

第二十条　府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙とする。